特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出について

Ｈ２７．６作成（Ｒ８．１１改訂）

目的

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的とする（法第１条）

公害防止管理者等が必要になる工場は？

（１） 対象となる業種は事業内容が次のいずれかに属していること

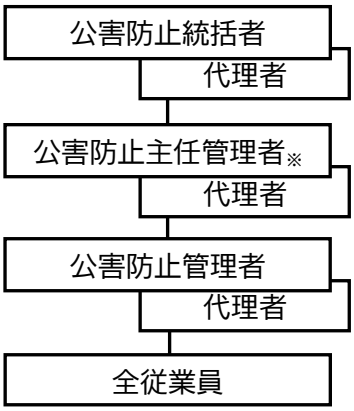
１．製造業（物品の加工業を含む）
２．電気供給業
３．ガス供給業
４．熱供給業

（２） 対象となる工場は（１）の業種に属する工場にあって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場（特定工場）

１．ばい煙発生施設
２．汚水等排出施設
３．騒音発生施設
４．特定粉じん発生施設
５．一般粉じん発生施設
６．振動発生施設
７．ダイオキシン類発生施設

公害防止組織とは？

特定工場では、自主的な公害防止業務を行う、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者又はこれらの代理者を軸として、個々の従業員までも含めた組織（公害防止組織）の整備が義務付けられます。



※ばい煙発生量が１時間当たり４万ｍ３以上かつ
排出水量が１日当たり平均１万ｍ３以上の工場

公害防止管理者等とは？

（１） 公害防止統括者（及びその代理者）
工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任で、**資格は不要**です。また、小規模な事業者（常時使用する従業員数が２０人以下）の特定工場では、公害防止統括者は不要です。

（２） 公害防止主任管理者（及びその代理者）
公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。環境管理の部長又は課長の職責にある方が想定され、**資格を必要とします。**

（３） 公害防止管理者（及びその代理者）
公害発生施設または公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料等の検査を行う役割を担います。施設の直接の責任者の方が想定され、**資格を必要とします。**公害防止管理者は、公害発生施設の区分ごとに選任しなければなりません。公害発生施設の区分については次ページ以降をご覧ください。

※ 代理者とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者または公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職責を行うことができない場合に備えて、その職務を代行するもので、**あらかじめ選任しておく必要があります。公害防止主任管理者及び公害防止管理者は代理者であっても資格を必要とします。**

公害防止組織に関する罰則規定について

（１） 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びその代理者を選任しなかった場合
法第１６条に基づき、５０万円以下の罰金に処されます

（２） 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びその代理者の選任（死亡・解任）を届出なかった場合（あるいは、虚偽の報告をした場合）
法第１７条に基づき、２０万円以下の罰金に処されます

（３） 相続または合併により、特定事業者（特定工場を設置している事業者）の地位を継承したことを届出なかった場合（あるいは、虚偽の報告をした場合）
法第１９条に基づき、１０万円以下の過料に処されます

公害防止管理者等の届出の手続きは？

提出時期

（１） 公害防止統括者（代理者）

① 選任

必要が生じた日から３０日以内に選任し、選任した日から３０日以内に届け出る必要があります

② 死亡・解任

死亡、解任した日から３０日以内に届け出る必要があります

（２） 公害防止管理者（代理者）・公害防止主任管理者（代理者）

① 選任

必要が生じた日から６０日以内に選任し、選任した日から３０日以内に届け出る必要があります

② 死亡・解任

死亡、解任した日から３０日以内に届け出る必要があります

（３） 承継

相続または合併により、特定事業者（特定工場を設置している事業者）の地位を継承したものは、遅滞なく届け出る必要があります

提出部数

２部（うち１部は返却いたします。）

添付書類

（１） 公害防止統括者（代理者）

原則必要ありません

（２） 公害防止管理者（代理者）・公害防止主任管理者（代理者）

有資格者であることが確認できる書類の写し

（３） 承継

承継を証する書類として法定様式、戸籍謄本

提出先及び問い合わせ先

環境部　環境保全センター

〒963-8024　福島県郡山市朝日三丁目５－７

電話番号　：024-923-3400

ＦＡＸ番号：024-025-9020

kankyouctr@city.koriyama.fukushima.jp



届出書記入例（公害防止統括者）

該当しない部分は見え消しにする

様式第１（第４条関係）

公害防止統括者~~（公害防止統括者の代理者）~~選任、~~死亡・~~解任　届出書

令和〇年〇月〇日

郡山市環境保全センター所長

住　　所　郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者　名　　称　〇〇株式会社

職・氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第３条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社　△△工場	※整理番号	
特定工場の所在地		郡山市△△町△丁目△番△号	※受理年月日	令和　年　月　日
特定事業者の常時使用する従業員数		□人	工場の番号	
選任年月日		令和〇年〇月〇日	※備考	
公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~）	職名	工場長		
	氏名	〇〇　〇〇		
選任の事由		人事異動のため		
（~~死亡・~~解任）年月日		令和△年△月△日		
公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~）	職名	工場長	※備考	
	氏名	△△　△△		
解任の理由		人事異動のため		

本社の事務職員等も含む

該当しない部分は見え消しにする

備考

1　※の欄は記載しないこと。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

届出書記入例（公害防止管理者・大気関係）

該当しない部分は見え消しにする

様式第２（第７条関係）

公害防止管理者~~（公害防止管理者の代理者）~~選任~~、死亡・~~解任　届出書

令和〇年〇月〇日

郡山市環境保全センター所長

住　　所　郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者　名　　称　〇〇株式会社

職・氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

該当しない部分は見え消しにする

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第４条第３項において準用する第３条第３項~~（第６条第２項において準用する第３条第３項）~~の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社　△△工場	※整理番号	
特定工場の所在地		郡山市△△町△丁目△番△号	※受理年月日	
大気関係	排出ガス量	〇Nm³/時		
	ばい煙発生施設の種類	別紙１のとおり。		
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無		※備考	
	汚水等排水施設の種類	~~別紙２のとおり。~~		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類関係	発生施設の種類			

別紙１の合計に合わせる

該当しない部分は見え消しにする

大気関係の種類をこちらに記入する

選任	大気関係第〇種公害防止管理者~~（公害防止管理者の代理者）~~	選任年月日	令和〇年〇月〇日
		職名	〇〇課　課長
		氏名	〇〇　〇〇
		担当業務の範囲	ばい煙発生施設の点検　など
		公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
		選任の事由	人事異動のため
~~死亡・~~解任	大気関係第〇種公害防止管理者~~（公害防止管理者の代理者）~~	~~死亡・~~解任年月日	令和△年△月△日
		職名	〇〇課　課長
		氏名	△△　△△
		担当業務の範囲	ばい煙発生施設の
		公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
		解任の事由	人事異動のため

該当しない部分は見え消しにする

公害防止管理者が行うべき業務（施行規則第６条第１項第１号）

- 使用する燃料又は原材料の検査（第１号）
- ばい煙発生施設の点検（第２号）
- 処理施設等の操作、点検及び補修（第３号）
- ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録（第４号）
- 測定機器の点検及び補修（第５号）
- 事故時の措置の実施（第６号）
- ばい煙に係る緊急時の措置の実施（第７号）

備考

1　一般粉じん関係、振動関係又はダイオ
公害防止管理者（公害防止管理者の代
こと。

2　公害防止管理者を２名以上選任する場合には、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。

3　※印の欄は記載しないこと。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

5　公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を２以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織に関する法律施行規則第５条第２号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

届出書記入例（公害防止管理者・大気関係）

別紙１（大気関係）

ばい煙発生施設の種類

区分	項番号	ばい煙発生施設の名称	設置台数	排出ガス量（Nm^3/時）	備考
施行令第２条第２項の１に掲げる有害物質排出施設	10	反応炉	△	△	有害物質：ふっ素
	小　　計		△	△	
その他の施設	1	ボイラー	△	△	
	小　　計		△	△	
合　　計			○	○	

様式の排出ガス量に記載する

備考　「その他の施設」は、令第２条に規定する施設で上欄の「有害物質排出施設」以外の施設とする。

届出書記入例（公害防止管理者の代理者・水質関係）

様式第２（第７条関係）

該当しない部分は見え消しにする

~~公害防止管理者~~（公害防止管理者の代理者）~~選任・死亡・解任~~届出書

令和〇年〇月〇日

郡山市環境保全センター所長

住　　所　郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者　名　　称　〇〇株式会社

該当しない部分は見え消しにする

氏 名　代表取締役　〇〇　〇〇

話 番 号　〇〇〇－〇〇〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第４条第３項において準用する第３条第３項~~（第６条第２項において準用する第３条第３項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社　△△工場	※整理番号	
特定工場の所在地		郡山市△△町△丁目△番△号	※受理年月日	
大気関係	排出ガス量		該当しない部分は見え消しにする	
	ばい煙発生施設の種類	~~別紙１のとおり。~~	※特定工場の番号	
水質関係	排出水量	〇m³/日		
	特定地下浸透水の浸透の有無	無	別紙２の合計に合わせる	
	汚水等排水施設の種類	別紙２のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類関係	発生施設の種類			

水質関係の種類をこちらに記入する

選任	水質関係第〇種 ~~公害防止管理者~~（公害防止管理者の代理者）	選任年月日	令和〇年〇月〇日
		職名	〇〇課　課長
		氏名	〇〇　〇〇
		担当業務の範囲	汚水等排出施設の点検　など
		公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	該当しない部分は見え消しにする
		選任の事由	新たに特定工場になったため
死亡・解任	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）	死亡・解任年月日	
		職名	
		氏名	
		担当業務の範囲	
		公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
		解任の事由	

公害防止管理者が行うべき業務（施行規則第６条第１項第２号）
- 使用する原材料の検査（第１号）
- 汚水等排出施設の点検（第２号）
- 処理施設等の操作、点検及び補修（第３号）
- 排出水又は特定地下浸透水の測定及び記録（第４号）
- 測定機器の点検及び補修（第５号）
- 事故時の措置の実施（第６号）
- 排出水に係る緊急時の措置の実施（第７号）

備考

1　大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止の管理者の代理者）と記載すること。

2　公害防止管理者を２名以上選任する場合には、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。

3　※印の欄は記載しないこと。

4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

5　公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を２以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織に関する法律施行規則第５条第２号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙２（水質関係）

汚水等排出施設の種類

区分	項番号	汚水等排出施設の名称	設置台数	排出水量（m^3/日）	備考
施行令表第１に掲げる有害物質排出	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	△	△	有害物質：硝酸
	66	電気めっき施設	△	△	有害物質：六価クロム
	小　　計		△	△	
その他の施設	71	自動式車両洗浄施設	△	△	
	小　　計		△	△	
その他		冷却水		△	
		食堂		△	
		生活系排水		△	
	小　　計			△	
合　　計			△	○	

様式の排出水量に記載する

備考

１　「その他の施設」は令第３条に規定する施設する施設で上欄の「有害物質排出施設」以外の施設とし、「その他」の欄には、例えば研究所、食堂等を記入する。

２　排出水量の合計は、届出書の「排出水量」の欄と同数値となる。

届出書記入例（公害防止主任管理者）

様式第３（第９条関係）

公害防止主任管理者~~（公害防止主任管理者の代理者）~~選任~~、死亡・~~解任　届出書

令和〇年〇月〇日

郡山市環境保全センター所長

住　　所　郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者　名　　称　〇〇株式会社

職・氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

該当しない部分は見え消しにする

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第５条第３項において準用する第３条第３項~~（第６条第２項において準用する第３条第３項）~~の規定に基づき、次の通り届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社　△△工場	※整理番号	
特定工場の所在地		郡山市△△町△丁目△番△号	※受理年月日	令和　年　月　日
排出ガス量		〇Nm³/時	※特定工場の番号	
排出水量		〇m³/日	※備考	
選任年月日		令和〇年〇月〇日		
公害防止主任管理者{~~公害防止主任管理者の代理者~~}	職名	〇〇部　部長		
	氏名	〇〇　〇〇		
選任の事由		人事異動のため		
		令和△年△月△日	※備考	
公害防止主任管理者{~~公害防止主任管理者の代理者~~}	職名	〇〇部　部長		
	氏名	△△　△△		
解任の事由		人事異動のため		

該当しない部分は見え消しにする

備考　１　※の欄は、記載しないこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

公害防止管理者の種類と資格者の種類

公害発生施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素、ふっ化水素・ふっ化けい素、又は鉛化合物を含むばい煙を発生する施設（大気関係有害物質発生施設）（注１）で、排出ガス量が１時間当たり４万m^3以上の工場に設置されるもの	大気関係第１種	大気関係第１種
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が１時間当たり４万m^3未満の工場に設置されるもの	大気関係第２種	大気関係第１・２種
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が１時間当たり４万m^3以上の工場に設置されるもの	大気関係第３種	大気関係第１・３種
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が１時間当たり４万m^3未満の工場に設置されるもの（注２）	大気関係第４種	大気関係第１～４種
水質関係有害物質発生施設（注３）で、排出水量が１日当たり１万m^3以上の工場に設置されるもの	水質関係第１種	水質関係第１種
水質関係有害物質発生施設（注３）で、排出水量が１日当たり１万m^3未満の工場又は特定地下浸透水を浸透されている工場に設置されるもの	水質関係第２種	水質関係第１・２種
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が１日当たり１万m^3以上の工場に設置されるもの	水質関係第３種	水質関係第１・３種
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が１日当たり１万m^3未満の工場に設置されるもの（注４）	水質関係第４種	水質関係第１～４種
機械プレス（呼び加圧能力が９８０キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る）（注５）	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者（注９）
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が２９４１キロニュートン以上のものに限る）、機械プレス（呼び加圧能力が９８０キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る）（注６）		騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者（注１０）
特定粉じん（石綿）発生施設（注７）	特定粉じん関係	大気関係第１～４種 特定粉じん関係
一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設（注８）	一般粉じん関係	大気１～４種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
排出ガス量が１時間当たり４万m^3以上、かつ、排出水量が１日当たり１万m^3以上のばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置の工場	公害防止主任管理者	以下の①，②いずれか ①公害防止主任管理者有資格者 ②大気関係第１種又は第３種有資格者であって、かつ水質関係第１種又は第３種有資格者
１．焼結炉（銑鉄の製造の用に供するのもに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が１時間当たり１トン以上のもの	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

２．製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供する物を除く）であって、変圧器の定格容量が１０００キロボルトアンペア以上のもの		
３．亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が１時間当たり０．５トン以上のもの		
４．アルミニウム合金の製造｛原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く）を使用するものに限る｝の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が１時間当たり０．５トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が１トン以上のもの		
５．硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		
６．カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
７．硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
８．４-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.乾燥施設 ハ.廃ガス洗浄施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係
９．２・３-ジクロロ-１・４-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.廃ガス洗浄施設		
１０．アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
１１．塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
１２．カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.硫酸濃縮施設 ロ.シクロヘキサン分離施設 ハ.廃ガス洗浄施設		
１３．クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.水洗施設 ロ.廃ガス洗浄施設		
１４．アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ.廃ガス洗浄施設 ロ.湿式集じん施設		

１５．亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.精製施設 ロ.廃ガス洗浄施設 ハ.湿式集じん施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係
１６．８・１８-ジクロロ-５・１５-ジエチル-５・１５-ジヒドロジインドロ[３・２-b;３’・２’-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット　ハ.においては単に「ジオキサジンバイオレット」とい）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ.ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ.ジオキサジンバイオレット洗浄施設 二.熱風乾燥施設		

注１．　大気汚染防止法施工令第１を参照のこと
注２．　大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が１時間当たり１万m^3未満のものは法の対象にならない
注３．　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施工令別表を参照のこと
注４．　水質関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出水量が１日当たり１千m^3未満のものは法の対象にならない
注５．　騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る
注６．　振動規制法第３条第１項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る
注７．　大気汚染防止法施工令別表第２の２を参照のこと
注８．　大気汚染防止法施工令別表第２を参照のこと
注９．　平成１８年度以降も騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します
注１０．　平成１８年度以降も振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します